

大阪駅前第2ビル自店前看板等設置規程

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪駅前第2ビル（以下「ビル」という。）における自店前看板、案内板等（以下「看板等」という。）の設置基準について定め、ビルの美観と安全の確保を図ることを目的とする。

2 自動販売機の設置は禁止する。（専有部分を除く。）

(設置基準)

第 2 条 ビル内に看板等を設置しようとする場合は、別に定める自店前看板等設置基準によるものとする。

(承認申請)

第 3 条 看板等を設置しようとするものは、別表様式による申請書を管理者に提出し、承認を受けた後でなければこれを設置することができない。

(違反に対する処置)

第 4 条 この規程に違反した場合は、管理者は設置者に対しその是正を指示するものとする。設置者は、この指示に速やかに従わなければならない。

第 5 条 前条の指示に従わないときは、管理者において看板等の撤去等の処理をとるものとする。この場合設置者は、いかなる処置にも異議なく応ずるものとし、この処置にともなう損害賠償等については、一切請求しないものとする。

附 則

1 この規程は、平成元年1月20日から施行する。

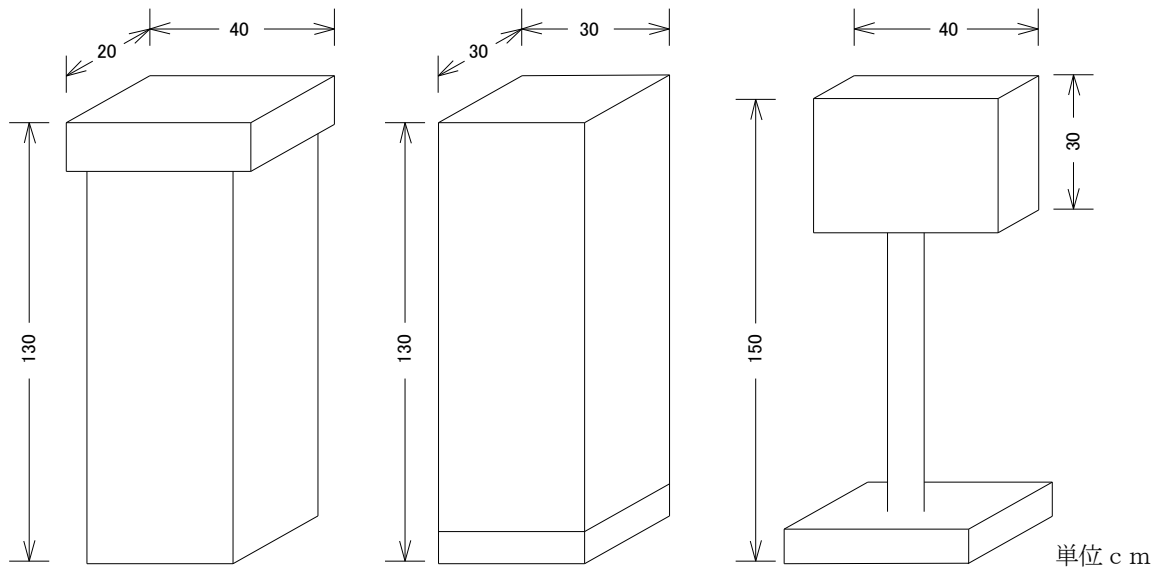
2 この規程は、平成16年5月29日から施行する。

自店前看板等設置基準

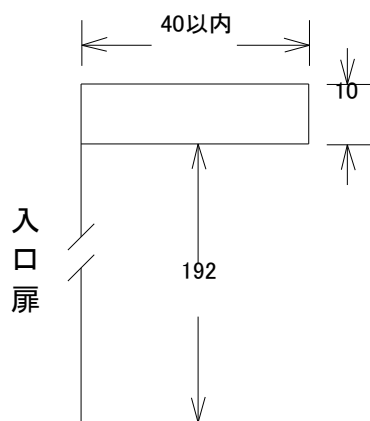
1. 自店前看板等

(1) 規 格 下記図面のとおり。

飲食店舗階



事務所階



〈注〉 地色及文字色は一色とし
美観を害しないもの

(2) 位 置 飲食店舗階 壁面から40 cm以内とし自店に面する通路に

1ヶ所

事務所階

出入口扉上部に1ヶ所

(3) 申請書 (様式1)

2. シャッター店名表示

- (1) ビルの美観を害するもの、他人に不快の念を与えるもの、又は風紀を害するものは禁止する。
- (2) 申請書（様式2）

3. 案内板（無料）

(1) 総合案内板

ア. 設置場所 1・B 1・B 2 F 広場の北東角

イ. 配 列 アイウエオ順

ウ. 寸 法 縦4 cm 横20 cm

エ. 字 体 管理者一任

入居報告書に基づいて管理者が作製する。

(2) 各階案内板

ア. 設置場所 エレベーターホール前

イ. 字 体 管理者一任

入居報告書に基づいて管理者が作製する。

(3) 壁面利用（社名表示板）

ア. 対 象 3階以上廊下のコーナー等で社名表示では実効のない場合に限る。

イ. 場 所 自店側廊下壁面とする。ただし、他社側壁面を使用する場合、その承認を要するものとする。

ウ. 規 格 ①60 cm×60 cm以内厚さ1 cm以内（電照は不可）

②地色一色、文字色一色（美観を害しないもの）

③自社名の表示とし、1枚に限る。

エ. 料 金 無料

オ. 承認手続 ①周辺会社及びフロア委員に同意を得ること。

②レイアウトを添えて「自店前看板設置申請書」の様式を準用して管理者に提出すること。

4. 入居報告書（様式5）

入居後直ちに管理者に通知のこと。

(様式 1)

令和 年 月 日

管 理 者 御中

会社名又は氏名

代 表 者 氏 名

印

自 店 前 看 板 設 置 申 請 書

管理規則第7条別表の2で暫定的に定められた自店前看板を別紙図面へ添付し、次のとおり申請致します。

記

1. 看 板 規 格

たて _____ cm

よこ _____ cm

高さ _____ cm

2. 電照の有無 (○でかこんで下さい。)

有 _____ W

無 _____

有の場合はW (電力) も記入して下さい。

3. 電源の場所及びコード寸法

場所 _____ コード寸法 _____

4. 特 記 事 項

(撤去に関する念書の提出を条件とする。)

様式 2

令和 年 月 日

管 理 者 御中

会社名又は氏名

代 表 者 氏 名

印

シ ャ ッ タ ー 表 示 届

1. シャッター巾 cm

2. " 高 cm

3. デ ザ イ ン

様式 3

令和 年 月 日

管 理 者 御中

区分所有者 氏名 印

会社名又は店名

入居者

代表者氏名 印

入 居 報 告 書

1. 区分所有者・入居者等

	商 号	氏 名	住 所	電 話
区 分 所 有 者				自 宅 営業所
入 居 者				// //
当館における 責 任 者				// //

2. 総合案内板、各階案内板表示名

--